

★

広島県報発行規則等の一部を改正する規則（規則第十六号）（県立病院課）

一 改正の要旨

病院事業が地方公営企業の全部の規定を適用する事業となることに伴い、次の規則について必要な改正を行つた。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 広島県報発行規則 |
| 2 | 広島県予算規則 |
| 3 | 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則 |
| 4 | 知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則 |
| 5 | 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 |

二 施行期日

平成二十一年四月一日